



■市営住宅入居者を募集します

募集団地

【公営住宅】家賃は、入居申込時の収入額によって決まります。

琴林(津田) 1戸(3DK)
鶴部(鶴羽) 1戸(3DK)
天神(富田中) 2戸(2DK、3DK)※
筒野(富田西) 2戸(3DK)
大井(富田西) 1戸(3LDK)

神前(神前) 2戸(3DK、4DK)
天王(石田西) 2戸(3DK、3LDK)
山王(石田東) 2戸(3DK、3LDK)
長尾A(長尾西) 1戸(2LDK)

※2DKの部屋は、別途定める条件に該当する場合のみ単身入居が可能です。

【特定公共賃貸住宅】中堅所得者層向けの賃貸住宅

昭南(南川) 1戸(3DK) 45,000円	現にさぬき市営住宅に入居している 収入超過者も応募できます。
大井(富田西) 3戸(3LDK) 50,000円	

受付期間 1月5日(月)～1月9日(金)9:00～17:00

受付場所：都市整備課、総合支所(出張所では受付できません)

※応募過多の場合は、後日抽選を行います。

入居予定日 2月1日(日)

市ホームページはこちら→



【問】都市整備課 ☎(087)894-1113

■空き家無料相談会を実施します

さぬき市における空き家等の利活用を目的とした空き家無料相談会を、NPO法人空き家活用研究会会員の協力のもと、次の日程で実施します。

日 時	場 所
1月16日(金) 13:00～	長尾公民館 講座室1
2月21日(土) 13:00～	

対象者 市内に居宅を所有する方や
その相続人など

相談時間 1件につき45分程度
(13時～、14時～、15時～、16時～)

予約方法 下記へ電話またはメール(定員有)
※予約の際は、相談日および希望の
時間をお伝えください。

【問・申】都市整備課 ☎(087)894-1113
メール toshiseibi@city.sanuki.lg.jp

民泊・全棟貸を
始められる、運営されている
みなさまへ

土地の固定資産税の額が変更に
なる場合があります

旅館業および住宅宿泊事業(宿泊料を受けて住宅に宿泊させる事業)として住宅を利用される場合、住宅用地の特例措置の軽減内容が変更され、

土地の固定資産税額が増える場合があります。

●居住用の住宅を全棟貸の宿泊施設として
利用される場合
住宅用地の特例措置は適用されません

●居住用の住宅の一部を宿泊施設として
利用される場合
住宅用地の特例措置は一部適用されます

家屋の用途を変更した場合には、土地を
所有されている方から申告をしていただく
必要があります。



↑詳しくはこちら

【問】税務課 ☎(087)894-9210